



## 質問

**総会出席者の人数が議事録署名人の規定に満たない場合、議事録への署名捺印はどのようにしたらよいですか。**

(相談概要)

ある管理組合で総会を開催しましたが、出席者は議長(理事長)のほか組合員が1名のみでした。総会は委任状も含めて成立しましたが、議事録の署名について、出席者のみの署名捺印では規約の定めを満たしていないのではないかとの意見が理事長からありました。議事録への署名はどのようにすべきでしょうか。なお、規約には「議事録には議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに署名捺印しなければならない」と定められています。



## 回答

当該総会出席者のみの署名捺印で足ります。  
議事録署名人の規定は、議事録の記載が正確であることを作成者以外の者が確認することを目的としているものです。

【参考事例】

**管理組合関係** → **総会・理事会に関する事項** → **総会・理事会の招集、議長、議事進行委任状と議決権行使書**のみの総会開催は有効に成立しますか。(Q0204)

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。